

★マイカー共済のココが変わります！★



ごみん共済 coop 公式キャラクター ビットくん

今月は11月1日に制度改定を行ったマイカー共済について、主な改定内容を皆さまとCHECK！します。

1. 共済掛金の改定

この間の共済金のお支払い状況等を踏まえ、共済掛金の見直しを行います。全体的な共済掛金の水準はほぼ横ばいとなりますが、個々の契約条件によって、共済掛金が引き上げになる場合や引き下げになる場合があります。

2. 賠償責任条項における被共済者の拡大

認知症等の運転者が責任能力者と判断された場合、家族等に監督責任が及ぶ可能性があります。こういった場合に対応するため、責任無能力者の方の親族等を被共済者の範囲に追加します。

補償の対象となるケース

<例> 被共済者（親）が運転する車で事故を起こし、被共済者は認知症で無責任無能力とされ、別居の既婚の子が監督責任を負った。

別居の既婚の子が負う法律上の賠償責任についても、被共済者（親）の契約で補償対象となります。



※賠償責任条項は、対人賠償・対物賠償・他社運転危険補償・マイバイク特約・自転車賠償責任補償特約に適用されます。

3. 人身傷害補償条項損害基準の見直し

2020年4月の自賠責共済（保険）支払基準の改正に合わせて、死亡や傷害時に算定する損害額の引き上げを行います。

<例> 死亡された場合の葬儀費

現 行

60万円支給。
ただし、立証資料等により60万円をこえることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払う。



改 正

100万円支給。
ただし、立証資料等により100万円をこえることが明らかな場合は、150万円を限度として実費を支払う。

4.その他の改定

(1) 「新規運転免許取得者の賠償損害特約の範囲拡大」

新規に免許を取得した方がいるにもかかわらず契約変更手続きが遅れ、事故が発生したときの救済処置として、運転者本人・配偶者限定特約が付いていても、補償がされます。

(2) 「車両入替時の自動補償」の見直し

被共済自動車の車両入替に際し、手続きに不慣れなご契約者の負担を軽減するため、廃車・譲渡された自動車と新規取得した自動車の入替手続きにおける前後関係の条件廃止。
<例> A車からB車（新規取得）に車両入替を行う場合、入替手続きまでにA車が廃車（譲渡・返還含む）されていれば、B車を被共済自動車とみなして補償します。

(3) 「対物賠償の費用共済金」の拡大

車両火災に起因する対物事故で、失火責任法が適用されることにより被共済者に法律上の賠償責任が生じない場合でも、道路法に規定により道路管理者から原因者負担金の請求があった場合に補償が出来る様に、対物賠償の費用共済金の対象範囲を拡大します。



今月はこくみん共済 医療保障タイプについてもご紹介してまいります。